

令和 2 年度 公益財団法人松戸市国際交流協会

助成金交付募集要項

1. 趣旨

松戸市の特性を生かした国際交流活動や、市内各種団体等と外国都市との諸団体交流など、市民レベルの相互理解と友好親善を深める為、各種団体が行う事業に対して助成金を交付します。

2. 対象者の要件

助成金の交付の対象となる団体等は、次の各号に該当する団体等です。

- (1) 市内に事務所または活動場所を有する団体。
- (2) 過去 1 年以上の国際交流活動実績のある団体。
- (3) 団体の運営に必要な会則等の定めがあること。
- (4) 代表者と構成員の過半数が松戸市民であること。
- (5) 過去 1 年以内に該当事業に対する補助金の交付を受けていないこと。

3. 対象事業

助成金の交付対象となる事業は、今年度中に団体が自主的に企画・実施する次のいずれかに該当する事業とし、助成対象事業数は 2 事業とします。

- (1) 外国人市民支援事業
- (2) 日本文化及び多文化理解を促進する事業
- (3) 姉妹都市をはじめとした国際友好親善を促進する事業
- (4) 国際協力・支援事業

ただし、次のいずれかに該当する場合は、交付対象にはなりません。

- (1) 構成員のみを対象とする事業
- (2) 実施の成果が特定の者のみに寄与すると認められる事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教活動または政治活動に関わる事業
- (5) 法令に抵触、または公序良俗に反する事業
- (6) 飲食を主な内容とする事業

4. 対象とならない経費

助成金の対象経費は、次に掲げるものは、対象経費となりません。

- (1) 渡航経費、観光経費（事前下見、見学費等）
- (2) スタッフ飲食代
- (3) 事業終了後、個人の持ち物となりうる物品の購入にかかる経費
- (4) 他の行事への負担金

- (5) 寄付金
- (6) 団体の運営にあてられる経費
- (7) その他、不相当と認められるもの

5. 助成金の限度額

助成金の額は、当協会予算の定める範囲内において助成対象経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。(1団体につき年度内1事業まで。)

6. 申請方法

助成金の交付の申請をしようとする者は、指定する期日までに次の書類を添えて事務局に提出してください。

(1) 提出書類

- ① 助成金交付申請書(様式1-1)
- ② 事業計画書(様式1-2)
- ③ 当該事業に係る収支予算書(様式1-3)
- ④ 当該団体の概要、構成員名簿(任意)※(様式1-1に添付)
- ⑤ その他理事長が必要と認めた書類

(2) 申請期日

令和2年4月6日(月)～4月23日(木)まで

(3) 提出場所

公益財団法人松戸市国際交流協会事務局に直接、ご提出ください。

〒271-0073

松戸市小根本7-8京葉ガスF松戸第2ビル5階

7. 申請団体へのヒアリング

申請団体へ、ヒアリング日時を通知いたします。

ヒアリングでは、助成対象事業内容や経費等についてお聞きします。

ヒアリング場所は、協会事務局で行います。

8. 申請書の審査

申請のあった事業については、ヒアリング終了後、次の審査基準に基づき、理事長が指名する協会理事が審査します。

《審査基準》

- ① 事業の有効性…事業の実施により、助成金交付の目的を実現するものであるか。
- ② 助成の適格性…団体の自立性が担保されるとともに、助成することにより、更なる効果が期待できるか。
- ③ 独創性………事業目的、手段に新たな着想や創意工夫があるか。
- ④ 実現可能性………確実な事業の執行が可能か。

9. 審査結果通知

審査結果については、個別に文書にて通知します。

10. 助成金の請求

助成金の支払は、助成金交付請求書（様式5）に基づき支払うものとし、原則として精算払とします。但し、理事長が認めるときは、前払金により交付することができます。

11. 事業完了後の実績報告書の提出

助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了後2週間以内に理事長に事業完了報告書（様式4-1、4-2）を提出するものとします。併せて、収支決算書（様式4-3）の裏面には、対象経費分の領収書を添付してください。

12. 助成金交付後の注意事項

次の項目のいずれかに該当する場合は、助成金交付後であっても助成金全額または一部を返還していただきます。

- (1) 助成の決定の全部または一部が取り消されたとき
- (2) その他、理事長が不相当と認められたとき

13. 事業概要等の公表について

ご提出していただいた助成金交付申請書、事業完了報告書などは、求めに応じて情報公開する場合がありますことをご承知おきください。また、助成団体の活動内容を、松戸市国際交流協会のホームページや会員の情報紙「みいあすてーしょん」などに掲載する場合があります。その際は、記事作成について、ご協力をお願いいたします。

《問合せ先》

公益財団法人松戸市国際交流協会事務局

〒271-0073

松戸市小根本 7-8 京葉ガスF松戸第2ビル5階

TEL 047-366-7310 fax 047-308-6789

Eメール office@miea.or.jp

URL <https://www.miea.or.jp/>